

川越町つながる笑顔のまち応援商品券取扱事業所要領

1 発行の趣旨

物価高騰の影響等による川越町民（以下、「町民」という。）の経済的負担軽減と、川越町内（以下、「町内」という。）の事業者の地域経済再生のきっかけの創出を図ることを目的とした川越町つながる笑顔のまち応援商品券を交付する。

2 事業主体

川越町

3 発行する商品券の内容

- ① 名 称 川越町つながる笑顔のまち応援商品券
- ② 額面金額 5,000円／1セット（500円券×10枚つづり）
- ③ 対 象 者 令和8年2月27日において川越町の住民基本台帳に登録されている方
- ④ 利用期間 令和8年5月20日（水）～令和9年1月31日（日）
- ⑤ 利用可能区域 川越町内
- ⑥ 取 扱 店 商品券を使用する場所として登録された川越町内の事業所・店舗等

4 商品券の利用方法について

- (1) 取扱店にて現金と同じように使用できます。
- (2) 商品券額面金額以下の取引の場合であってもつり銭は渡さないでください。
- (3) 商品券を受け取った取扱店は、再流通を防止するため裏面の指定欄に取扱店名を記入（ゴム印可）してください。記入漏れの場合は受付ができませんのでご注意ください。
- (4) 有効期限切れの商品券や商品券として認証不能のもの、偽造された商品券等不正に使用されている商品券は無効となるため受取りを拒否してください。

5 商品券の使用対象とならないもの

下記に掲げる取引については商品券を使用することはできません。

- ① 不動産又は金融商品
- ② たばこ事業法（昭和59年法律第68号）に規定する製造たばこの購入
- ③ 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ④ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払
- ⑤ 国税、地方税、使用料等の公租公課
- ⑥ その他、町長が不相当と認めるもの

6 商品券取扱店の要件と登録方法

- (1) 要 件 川越町内に事業所・店舗等を有する飲食・小売・サービス事業者等。
- (2) 募集期間 令和8年2月24日（火）～令和8年3月19日（木）まで

※上記期限までに登録いただいた事業所は、商品券送付時に町民の方へ商品券取扱店としてお知らせできます。

※上記期限を過ぎても**令和9年1月29日（金）**まで**随時募集登録**を行います。

（公表は、川越町・朝明商工会ホームページで行います）

- (3) 登録方法 「**川越町つながる笑顔のまち応援商品券取扱事業所登録申請書兼誓約書**」に**必要事項**を記入し、上記期限までに**朝明商工会へ持参又は郵送**で提出してください。

7 商品券の換金手続き

- (1) 受付窓口 **朝明商工会事務局**

- (2) 使用済商品券 取扱店は、**使用済商品券**に**取扱店のゴム印等で裏書**をして使用済商品券であることを明らかにする。すでに裏書のある商品券は受け取らないでください。

- (3) 換金方法 取扱店は、受領した商品券を「**使用済商品券回収袋**」に入れて**封緘**し、「**商品券換金受付書（4枚複写）**」に**必要事項**を記入し、**受付窓口**に**持参**してください。**換金受付書1枚目は事業所控、2枚目は商工会控になり、3枚目は商品券請求書**になるため**事業所印を必ず押印**し、**4枚目は使用済み商品券回収袋へ貼付**してください。**使用済商品券は、100枚以上の場合、100枚単位で輪ゴムで束**にしてください。

- (4) 換金受付期間 **令和8年6月1日（月）～令和9年2月10日（水）**までとする。
※換金期間を過ぎてからの換金には一切応じられません。換金期間内に換金手続きを
してください。

支払日 毎月決められた下記期間内に**受付窓口へ持参**していただき、**朝明商工会にて枚数確認後、朝明商工会が指定した日に、指定された登録事業者の口座に振込み**をいたします。 ※登録申請時に振込先口座の登録を行っていただきます。

- (5) 手数料 **換金手数料及び振込手数料は無料**です。

換金受付スケジュール

	換金受付期間	入金予定日
第1回目	6月1日～6月30日✕	7月10日
第2回目	7月1日～7月31日✕	8月10日
第3回目	8月1日～8月31日✕	9月10日
第4回目	9月1日～9月30日✕	10月13日
第5回目	10月1日～10月30日✕	11月10日
第6回目	10月31日～11月30日✕	12月10日
第7回目	12月1日～12月28日✕	1月12日
第8回目	12月29日～1月29日✕	2月10日
第9回目	1月30日～2月10日✕	2月19日

※最終受付期限は、令和9年2月10日（水）

★ 登録・換金ともに受付時間は土、日、祝日、年末年始を除く平日8：30～17：15

8 取扱店の責務等

- (1) 取引において**商品券の受取を拒んではならないこと**。ただし、商品券が著しく破損、及び汚損している場合は、この限りでない。
- (2) 上記5各号に規定する取引を行ってはならない。
- (3) 商品券の**転売、譲渡、交換**を行ってはならない。
- (4) 町と適切な連携体制を構築すること。
- (5) 使用された商品券の保管は、自らの責任において行うこと。**商品券の盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対し、川越町・朝明商工会は責任を負わない。**
- (6) その他、本事業の目的、趣旨に反する行為は行わないこと。

9 取扱店の表示

取扱店は、**店頭や店先に川越町が交付するポスター、ステッカーを必ず掲示**し、消費者に周知してください。

10 登録の取り消し

「川越町つながる笑顔のまち応援商品券交付実施要綱」及び「川越町つながる笑顔のまち応援商品券交付事業取扱事業所要領」の各事項に違反する行為が認められる場合、受付期間の拒否、取扱店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

11 注意事項

- ① 取扱店は、消費者から商品券を受け取る際、**偽造されたものでないかを確認**してください。(商品券には偽造防止対策コピーガード・蛍光インキを施している)
- ② 個人情報 登録申請時に提出された個人情報は、本商品券事業に係る処理のためにご提供いただきますのでご了承ください。また、提供された個人情報を本事業以外の用途には使用しません。
- ③ 本事業は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業（重点支援地方交付金）」として実施されているため、国及び関係省庁より情報の開示請求があった場合、提供された個人情報及び事業情報を提供させていただく場合があります。予めご了承ください。

12 その他留意事項

- ① 「川越町つながる笑顔のまち応援商品券交付事業取扱事業所要領」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、川越町つながる笑顔のまち応援商品券交付事業実施要綱に基づき川越町・朝明商工会において協議し、その対応を決定します。
- ② **取扱店の情報は「川越町つながる笑顔のまち応援商品券取扱店一覧表」として川越町・朝明商工会ホームページ等で随時更新し広報**します。

13 お問い合わせ先

○朝明商工会

〒510-8123 三重郡川越町豊田一色405

TEL 059-365-6603

E-mail asakeshokokai@ccnetmie.ne.jp

HP <https://asakeshokokai.or.jp/>

○川越町役場 産業建設課

〒510-8588 三重郡川越町大字豊田一色280

TEL 059-366-7117

E-mail k-sanken@town.kawagoe.mie.jp

HP <https://www.town.kawagoe.mie.jp/>